

平成31年 2 月 6 日

## 貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し ～貨物車を対象とした駐車可規制の県内初設置～

県民生活の基盤となる運送サービスが年々増加している中、荷卸し等のためのトラックの駐車場所の確保や駐車規制の緩和等の要望がなされていることを踏まえ、貨物の集配等を行う貨物自動車運送事業者団体等からの要望場所を中心に、管内の交通実態を踏まえ、貨物集配中の貨物車に対する駐車規制の緩和を実施する。

### 1 交通規制の緩和内容

規制名 駐車可

対象車両 自動車

(駐車標示枠内・貨物集配中の貨物車に限る)

規制時間 9時から20時まで

駐車可能台数 5台



設置標識

### 2 整備時期・整備箇所

(1) 平成31年 2 月 7 日午後 1 時 (予定)

(2) さいたま市大宮区大門 3 丁目地内 県道214号線

### 3 設置標識

「駐車可」道路規制標識

### 4 概要

さいたま市大宮区に設置されているパーキング・メーターの一部区間を、貨物集配中の車両を対象車両とした駐車可規制への見直しを実施する。